



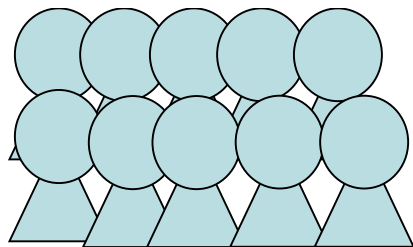
05. STEP 4 集団分析



STEP 4 集団分析

省令により、事業者はストレスチェック後、ストレスチェックを実施した医師等に当該検査結果を部や課の一定規模の集団ごとに集計させ、結果を分析させるよう努力義務が課されています。また、その分析結果を鑑みて必要性がある場合には事業場の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努力義務が課されています。

10人以上の集団ごと



営業1課

ストレス集団分析結果

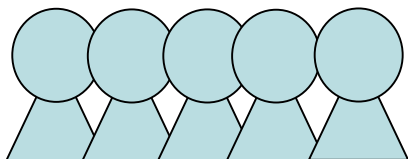
職場名: 営業一課
対象者: 10名
仕事内容: 新規法人顧客開発営業

尺度名	平均点	健康リスク
仕事の量的負担	8.5	108
仕事のコントロール	6.4	
上司の支援	6.0	112
同僚の支援	8.8	
総合健康リスク		121

ストレスチェック実施者が行った集団分析の結果は、事業者に提供して問題ありません。

集団分析は、メンタルヘルスのリスクマネジメントのツールとして利用価値がある。

10人以下の集団



人事部

原則

全ての労働者から同意取得

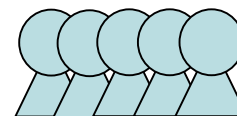
例外

個々の労働者が特定される恐れが無い方法であれば分析可能

10人以上の規模とする方法

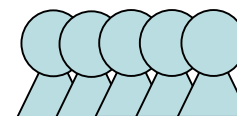
10人以上の集団ごと

10人以下の集団



人事部

10人以下の集団



経理部

管理部

■実務ポイント■

集団分析結果を無制限に事業所内で共有してしまうのは、当該部や課の監督者等に不利益が生じる場合があるので、トラブルを避けるためにも、共有範囲についても(規程等へ)予め決めておくと良いでしょう。